

第39回 千葉県政に関する世論調査

ご記入にあたってのお願い

- 1 この調査の回答は、宛名のご本人様にお願いいたします。
- 2 ご回答は、この調査票に黒か青のボールペンまたは鉛筆で記入をお願いします。
- 3 ご回答は、原則としてあてはまるものに○をつけてください。質問は、(○は1つ)、(○はいくつでも)などと表示していますので、そちらに合わせてください。

また、質問によって回答していただく方が限られる場合がありますので、ことわり書きや矢印にしたがってください。特にことわりのない場合は、次の質問に進んでください。
- 4 お答えが選択肢の中に入らない場合は、「その他」を選び、() 内にその内容を具体的に記入してください。
- 5 ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、12月25日(金)までに郵便ポストにご投函ください。
- 6 このアンケートのご記入に当たってご不明な点などがございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

千葉県 総合企画部 報道広報課広聴室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-2249

FAX 043-227-3613

【高齢社会の生き方と高齢者施策について】

現在、千葉県に高齢者の方々が約124万人住んでいますが、今後、急速に高齢化が進み、平成27年には約160万人に達し、県民の4人に1人が高齢者となる見込みです。

急速な高齢化に伴い、介護や支援を要する高齢者も急増するため、千葉県では、高齢者の方々が住み慣れた地域で生き生きと安心して生活できる社会づくりに取り組んでいます。

※「高齢者」とは、明確な定義があるわけではありませんが、ここでは65歳以上の方々のことをいいます。

問1 あなたは、高齢期を生き生きと暮らしていくために、何をしたいと思いますか。

n=1,501 (○はいくつでも)

- | | | |
|------|----------------|---|
| 61.7 | 趣味やサークル活動 | |
| 25.7 | ボランティアなどの地域活動 | |
| 35.0 | 仕事 | |
| 29.6 | 生涯学習 | |
| 55.6 | 健康づくり | |
| 52.0 | 家族・子ども・孫たちとの交流 | |
| 55.0 | 友人・知人たちとの交流 | |
| 3.5 | その他（具体的に |) |
| 2.5 | 無回答 | |

※「高齢期」とは、ここでは65歳以降の人生のことをいいます。

※「サークル活動」とは、共通の趣味や興味を持つ仲間が集まって活動することをいいます。

※「生涯学習」とは、ここでは各種講座・教室（陶芸・園芸・工作・絵画・毛筆・編み物・詩歌・音楽など）への参加や、資格の取得など、自分の意志に基づき、生涯を通じて行う学習のことをいいます。

問2 あなたは、地域のサークル活動やボランティア活動などに参加していますか。

n=1,501 (○は1つ)

- | | | |
|------|-----------------------------|---|
| 21.8 | 参加している | |
| 18.7 | 過去に参加したことはあるが、最近では参加していない | |
| 36.7 | 参加したことはないが、今後、参加してみたいと思っている | |
| 14.9 | 参加したくない | |
| 4.6 | その他（具体的に |) |
| 3.3 | 無回答 | |

問3 あなたは、高齢期を迎えた時、どのような住宅に住みたいと思いますか。

n=1,501 (○は1つ)

- | | | |
|------|--|---|
| 75.7 | 住み慣れた住居に住み続けたい | |
| 7.5 | バリアフリー化など、高齢者向けに配慮された賃貸住宅に住み換えたい | |
| 3.7 | 同世代の高齢者たちが支え合って生活するグループリビングなどに住み換えたい | |
| 7.5 | 将来、介護を受けることを想定して、元気なうちから早めにケア付き住宅などに住み換えたい | |
| 3.2 | その他（具体的に |) |
| 2.5 | 無回答 | |

※「バリアフリー」とは、身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように建物を設計したりすることをいいます。

※「グループリビング」とは、一人暮らしの高齢者などが数人集まって、互いに支え合いながら共同で生活する、新しい形態の住まいです。

※「ケア付き住宅」とは、ここでは介護付有料老人ホームなど、必要なときに介護サービスを受けられる住まいのことをいいます。

問4 あなたは、もし、介護が必要になった時、誰に介護を頼みたいですか。

n=1,501 (○はいくつでも)

| | | |
|------|-----------------------|---|
| 52.8 | 配偶者 | |
| 39.7 | 子ども | |
| 4.5 | 子どもの配偶者 | |
| 3.4 | 兄弟姉妹 | |
| 1.5 | その他の家族・親族 | |
| 1.3 | 友人・知人 | |
| 0.4 | となり近所の人 | |
| 59.5 | 訪問介護などの在宅介護サービスを受ける | |
| 38.7 | 特別養護老人ホームなどの介護施設に入所する | |
| 3.5 | その他 (具体的に |) |
| 2.2 | 無回答 | |

※「在宅介護サービス」とは、訪問介護・看護、デイサービス（通所介護）、ショートステイ（短期入所生活介護）など、在宅で受けられる介護保険上のサービスのことをいいます。

※「特別養護老人ホーム」とは、身体上または精神上、著しい障害がある「要介護」の高齢者等が入所する施設で、入浴、排せつ、食事等の介護といった日常生活上の世話などを行います。

問5 あなたは、高齢者の生活を支えるために、特に千葉県に求めることは何ですか。

n=1,501 (○はいくつでも)

| | | |
|------|------------------------------|---|
| 62.9 | 病院や診療所などの医療機関の充実 | |
| 60.0 | 訪問介護などの在宅介護サービスの充実 | |
| 43.8 | 特別養護老人ホームなどの介護施設の充実 | |
| 18.1 | 高齢者の生活や介護ニーズに応じた住まいの充実 | |
| 24.9 | 住まいのバリアフリー化に対する支援 | |
| 19.1 | 道路や公共建物（役所や公民館など）のバリアフリー化の推進 | |
| 29.1 | 日常生活に密着したバス路線などの交通網の拡充 | |
| 46.0 | 困った時に気軽に相談できる窓口の設置 | |
| 30.8 | 高齢者を見守り支える地域社会づくりの推進 | |
| 27.7 | 高齢期を充実して過ごすための生きがい対策の充実 | |
| 4.0 | その他 (具体的に |) |
| 2.5 | 無回答 | |

※「バリアフリー」とは、身体障害者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように建物を設計したりすることをいいます。

このほかに、「高齢社会の生き方と高齢者施策」やここまでの質問（問1～問5）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

【環境保全に関する取り組みについて】

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じています。この解決のためには、一人ひとりの県民が日常生活において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

問6 あなたは、ふだんの生活で次のようなことを行っていますか。

n=1,501 (○はそれぞれ1つ)

| | 実施している | ときどき実施している | あまり実施していない | 実施していない | 該当するものがない | 無回答 |
|--------------------------|--------|------------|------------|---------|-----------|-----|
| (ア) 節電に努めている | 53.0 | 36.4 | 7.5 | 1.4 | 0.4 | 1.3 |
| (イ) レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない | 23.6 | 39.3 | 15.3 | 18.7 | 0.6 | 2.6 |
| (ウ) 車の運転時は、急発進・急加速はしない | 51.1 | 13.1 | 4.9 | 2.1 | 20.1 | 8.7 |

問7 あなたは、これまでに環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティア活動などに参加したことがありますか。

n=1,501 (○は1つ)

- 21.1 参加したことがある
- 43.2 参加したことはないが、機会があれば参加してみたい
- 22.4 参加したことはなく、あまり参加したいと思わない
- 10.3 参加したことはなく、今後とも参加するつもりはない
- 1.5 その他（具体的に)
- 1.5 無回答

問8 あなたは、環境保全に関してどのような内容について関心がありますか。

n=1,501 (○はいくつでも)

- 69.2 ごみやリサイクルに関すること
- 48.6 自然環境（動植物などの生物）に関すること
- 56.9 生活環境（水質や大気など）に関すること
- 59.0 地球環境（地球温暖化、オゾン層など）に関すること
- 2.5 その他（具体的に)
- 1.9 関心がない
- 0.9 無回答

このほかに、「環境保全に関する取り組み」やここまでの質問（問6～問8）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

【環境学習の取り組みについて】

地球温暖化などによる環境問題の深刻化や、国において環境教育に関する新たな法制度などが整備されるなど、環境問題を解決し、その発生を未然に防止する人間を育てる「環境学習」を取り巻く状況が大きく変化していることから、千葉県では、平成19年9月に新しい千葉県環境学習基本方針を策定したところです。

問9 あなたは、「環境学習」という言葉を知っていますか。 n=1,501 (○は1つ)

- | |
|-------------------------|
| 5.3 よく知っている |
| 31.3 多少は知っている（聞いたことがある） |
| 61.6 知らない |
| 1.8 無回答 |

→（問9で「1」「2」と答えた方に）

問9-1 あなたは、「環境学習」についてどう思いますか。 n=549 (○は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 78.5 大切なものであり、自分でも取り組みたい |
| 16.8 大切なものであるが、自分では取り組まなくてもよい |
| 2.4 あまり大切ではないが、誰かが取り組むべきである |
| 0.5 必要ない |
| 1.8 無回答 |

問10 あなたは、「環境学習」が効果的に行われる（学習した人が環境を良くしようという考えを持ったり、行動に移したりする）ためにどのような学習機会を提供することが必要だと思いますか。 n=1,501 (○はそれぞれ1つ)

| | 必要だと思う | だと思 う | い え ば 必 要 | ど ち ら か と | い え な い | ど ち ら と も | は な い と 思 う | い え ば 必 要 で | ど ち ら か と | 思 わ な い | 必 要 だ と | 無 回 答 |
|---------------------------------|--------|----------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------|------------------|-------------|
| (ア) 県が主催し、県全体に関する内容について全県民対象に行う | 37.8 | | 32.6 | | 16.9 | | 3.8 | | 3.9 | | | 5.0 |

(次ページ 問10へ)

問 10 引き続き、次のことについてお答えください。

n=1,501 (○はそれぞれ1つ)

| | 必要だと思う | どちらかといえ ば必要だと思 う | どちらかとい えない | どちらかとい えれば必要で はないと思う | どちらかとい えれば必要で はないと思う | 必要だと思 わない | 無回 答 |
|--|--------|------------------------|---------------|----------------------------|----------------------------|--------------|---------|
| (イ) 市町村が主催し、地域に密着した内容について地域住民を対象に行う | 45.7 | 31.4 | 11.7 | 2.3 | 2.3 | 6.6 | |
| (ウ) NPOなど地域で活動している団体が、得意分野について地域住民を対象に行う | 23.0 | 32.5 | 27.6 | 3.0 | 4.5 | 9.4 | |
| (エ) 事業者が専門分野について希望者を対象に行う | 21.3 | 28.7 | 30.4 | 4.5 | 5.2 | 10.0 | |
| (オ) 大学などの教育機関が専門分野について希望者を対象に行う | 24.3 | 30.8 | 27.0 | 4.1 | 3.7 | 10.1 | |

※「NPO」とは、市民の自発性に基づき地域や社会の課題解決のために、自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことです。

問 11 あなたは、「環境学習」に関する情報をさがす時にどのような手段で得ていますか。

n=1,501 (○はそれぞれ1つ)

| | よく利用する | ある程度利用する | 知らない | ほとんど利用しない | 知っていないが | まったく利用しない | 知っていない、利用しない | 無回 答 |
|------------------------------------|--------|----------|------|-----------|---------|-----------|--------------|---------|
| (ア) 千葉県のホームページ | 2.5 | 8.4 | 19.0 | 14.4 | 45.1 | 10.7 | | |
| (イ) 県の広報誌「ちば県民だより」 | 10.0 | 22.5 | 22.1 | 13.5 | 23.5 | 8.4 | | |
| (ウ) 市役所(町役場)からの情報(市町村の広報誌・ホームページ等) | 12.7 | 22.7 | 19.5 | 11.7 | 25.0 | 8.5 | | |
| (エ) 新聞記事、テレビ、ラジオ | 17.9 | 27.9 | 15.4 | 9.6 | 20.3 | 9.0 | | |
| (オ) いろいろな情報が載っている雑誌等 | 5.0 | 18.5 | 17.8 | 12.3 | 35.9 | 10.5 | | |

このほかに、「環境学習の取り組み」やここまでの質問（問9～問11）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
|--|

【自動車の利用と環境問題について】

千葉県では、自動車に起因する大気汚染、騒音等の自動車交通公害を改善し、県民の健康と快適な生活環境を保全するため、県民・事業者・行政が力を合わせ各種自動車公害対策の推進を図っています。

問12 あなたは、車を運転しますか。 n=1,501（○は1つ）

| | | |
|---------|----------|---------|
| 66.0 する | 32.4 しない | 1.5 無回答 |
|---------|----------|---------|

※この場合の車は、自家用車や営業用の貨物車等すべてを含みます。

問13 自動車は生活する上で大変に便利なものですが、その反面、自動車の使用に伴い、いろいろな問題が生じています。あなたが特に解決したい問題はどれですか。

n=1,501（○はいくつでも）

| | |
|--|---|
| <p>53.2 地球温暖化問題</p> <p>38.9 騒音やほこりなど道路沿道の生活環境の悪化</p> <p>43.9 車の黒煙や排気ガスによる健康影響問題</p> <p>14.9 車の通過による建物の振動被害</p> | <p>46.0 暴走族や違法改造車による騒音問題</p> <p>58.0 交通渋滞や路上駐車増加</p> <p>31.1 外出先での駐車場不足</p> <p>40.0 交通事故の増加</p> <p>26.0 バスなどの路線廃止や運行便数の減少</p> <p>1.9 その他（具体的に）</p> <p>3.1 無回答</p> |
|--|---|

問14 あなたは、自動車をめぐる環境問題の解決について、国や県などの行政に対してどのような対策を望みますか。 n=1,501（○はいくつでも）

| |
|--|
| <p>37.2 エコドライブなど、一人ひとりが取り組めることを、もっと広める</p> <p>54.7 環境にやさしい車の普及</p> <p>33.8 自動車の排気ガスや騒音の対策の強化</p> <p>45.4 暴走族や違法改造車による騒音の取り締まりの強化</p> <p>18.2 道路の適正な維持管理や遮音壁の設置等、生活環境への影響を減らす対策の実施</p> <p>37.0 バスや列車などの公共交通機関の利用の促進</p> <p>29.2 自家用車から公共交通機関への乗り継ぎができるように、駅前駐車場等の整備</p> <p>19.5 自動車の排気ガス対策やエコカーなどの最新情報を県民にわかりやすく伝える</p> <p>67.3 高齢者が自家用車を持たなくても、不自由なく暮らせる社会を目指す</p> <p>2.6 その他（具体的に）</p> <p>2.9 無回答</p> |
|--|

このほかに、「自動車の利用と環境問題」やここまでの質問（問 12～問 14）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

【犯罪のない安全で安心なまちづくりについて】

問 15 あなたは、身近な犯罪や防犯に関する情報を主にどこから入手していますか。

n = 1, 501 (○はいくつでも)

- | | | |
|------|------------------------------------|---|
| 91.9 | テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等 | |
| 27.6 | パソコンや携帯電話等の配信メールやインターネット | |
| 43.1 | 自治会や町内会の広報（回覧板等を含む） | |
| 14.0 | 警察の広報（県警ホームページ、防犯座談会や警察官との情報交換を含む） | |
| 21.5 | 知り合い等から直接聞く | |
| 0.9 | その他（具体的に | ） |
| 1.3 | 特に入手していない | |
| 1.4 | 無回答 | |

問 16 あなたが提供してほしい犯罪情報は何ですか。

n = 1, 501 (○はいくつでも)

- | | | |
|------|-------------------------|---|
| 79.1 | 身近な地域の犯罪発生状況に関する情報 | |
| 52.7 | ひったくりや空き巣などの犯罪の手口に関する情報 | |
| 46.8 | 犯罪被害に遭わないための方法に関する情報 | |
| 25.1 | 防犯に役立つ防犯機器等に関する情報 | |
| 29.7 | 犯罪被害に関する相談窓口や関係機関の情報 | |
| 1.4 | その他（具体的に | ） |
| 3.7 | 特にない | |
| 2.3 | 無回答 | |

問 17 あなたは、今、犯罪に遭わないためにどのようなことに心がけていますか。

n = 1, 501 (○はいくつでも)

- | | | |
|------|------------------------|---|
| 85.5 | 家の戸締りを徹底している | |
| 6.0 | 防犯カメラ等の防犯設備を設置している | |
| 12.8 | 自転車に防犯ネット等を取り付けている | |
| 40.2 | 地域の犯罪の発生状況に注意している | |
| 15.2 | 留守にするときは、隣近所との連絡をとっている | |
| 3.6 | その他（具体的に | ） |
| 7.2 | 特になにもしていない | |
| 1.1 | 無回答 | |

問 18 あなたは、自主防犯活動等に参加していますか。

n=1,501 (○は1つ)

- 6.8 参加している
- 50.8 参加していないが、機会があればしたい
- 10.9 参加していたが、現在はしていない
- 20.7 興味がない
- 6.5 その他（具体的に)
- 4.3 無回答

※自主防犯活動等とは、地域の巡回や見守りなどの防犯パトロールや防犯広報等の活動をいいます。

問 19 あなたは、犯罪を防止するために、行政（警察を含む）に望むことは何ですか。

n=1,501 (○は1つ)

- 69.3 犯罪の起こりにくい施設環境の整備（防犯灯の設置等）
- 2.3 防犯に関する講習会等の開催
- 10.5 犯罪情報等の提供
- 2.3 自主防犯活動を行う際の支援
- 9.9 学校や通学路における児童、生徒の安全確保
- 3.0 その他（具体的に)
- 2.8 無回答

問 20 あなたは、犯罪被害に遭われた方に対する行政（警察を含む）の支援策についてどう思いますか。

n=1,501 (○は1つ)

- 2.9 十分に行われている
- 12.1 やや行われている
- 47.6 どちらともいえない
- 14.7 やや不足している
- 18.2 不足している
- 4.6 無回答

このほかに、「犯罪のない安全で安心なまちづくり」やここまでの質問（問 15～問 20）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

【県民の治安に対する意識と交番に求めることについて】

問 21 あなたは、お住まいの地域における治安がこの1年（又は最近）良くなってきていると感じますか。 n=1,501（○は1つ）

| | | | |
|------|----------|------|---------|
| 2.5 | とても感じている | 62.8 | かわらない |
| 14.1 | やや感じている | 18.5 | 悪くなっている |
| | | 2.2 | 無回答 |

問 22 千葉県では国の「犯罪に強い社会実現のための行動計画」（平成15年12月）に基づき、「空き交番」の解消による交番機能の強化等に取り組んできました。あなたが、交番の警察官に期待することは何ですか。 n=1,501（○はいくつでも）

| | | | |
|------|-----------------------|---|-----------|
| 63.6 | パトロールを強化してほしい | | |
| 60.7 | いつも誰か交番にいてほしい | | |
| 28.8 | 街頭での身近な犯罪を検挙してほしい | | |
| 28.3 | 相談、困りごとに的確に対応してほしい | | |
| 16.1 | 交通違反の取締りや交通安全指導をしてほしい | | |
| 1.6 | その他（具体的に | | |
| 4.3 | 特にない | | |
| 2.7 | 近くに交番がない | → | 次ページ 問23へ |
| 2.3 | 無回答 | | |

→（問22で「1」から「6」のいずれかをお答えの方に）

問 22-1 あなたが、交番の警察官に重点的にパトロールをしてほしい場所はどこですか。 n=1,361（○はいくつでも）

| | | | |
|------|------------------|------|----------|
| 77.1 | 住宅街 | 20.9 | 交通混雑場所 |
| 65.7 | 通学路、公園(子どもの多い場所) | 4.0 | その他（具体的に |
| 27.0 | 繁華街 | 1.3 | 特にない |
| | | 2.1 | 無回答 |

→（問22で「1」から「6」のいずれかをお答えの方に）

問 22-2 県警では「空き交番（交番勤務員の不在が常態化している交番）」をなくすため、警察官・交番相談員の増員など様々な対策を行っていますが、あなたは「空き交番」はなくなったと感じますか。 n=1,361（○は1つ）

| | | | |
|------|----------|------|--------------------|
| 3.7 | とても感じている | 62.3 | かわらない |
| 24.1 | やや感じている | 4.6 | 以前より警察官等がいない時間が増えた |
| | | 5.2 | 無回答 |

このほかに、「県民の治安に対する意識と交番に求めること」やここまでの質問(問21～問22)について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
|--|

【青少年の健全育成について】

暴力や性に関する情報の氾濫、子どもが被害者や加害者になる犯罪の多発、学校におけるいじめ、不登校の問題、ニート（労働をしていない、教育も職業訓練も受けていない若者）や引きこもりによる自立の遅れ等、青少年問題は複雑化、多様化しています。

問 23 千葉県青少年健全育成条例において、保護者は、特別の事情がなければ深夜（午後 11 時から翌日午前 4 時まで）青少年を外出させないよう努めるよう規定されています。

あなたは、このことを知っていますか。 n = 1,501（○は 1 つ）

- 20.2 知っている
- 24.6 多少は知っている（聞いたことがある）
- 52.8 知らない
- 2.5 無回答

※この条例で青少年とは、小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者をいいます。
（ただし、婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く）

問 24 あなたは、青少年の健全育成に向けた対策（施策）で重要なことは何だと思えますか。 n = 1,501（○はいくつでも）

- 68.8 青少年の心と健やかな体の育成
- 62.6 青少年の自立と共生に向けた支援
- 64.0 青少年を支え育てる環境づくり
- 3.5 無回答

→ 問 24-1

問 24 で選んだ項目について、以下の具体的項目から選んで番号に○をつけてください。
（○はいくつでも）

| 問 24 の 番号及び項目 | 具体的項目 (問 24 で選んだ項目についてのみお答えください) |
|--|---|
| 1 青少年の 心と健やかな 体の育成 n = 1,032 | ⇒ 70.3 基本的な生活習慣の形成 75.1 生命の大切さや家族の役割の理解 24.9 次代の文化の担い手としての育成 48.3 自らたくましく生きる力の育成 58.0 コミュニケーション能力の育成 30.9 情報活用能力（子どもが情報の被害者、加害者にならないよう） の育成 0.5 無回答 |
| 2 青少年の 自立と共生に 向けた支援 n = 940 | ⇒ 54.4 非行防止活動の充実 34.9 立ち直り支援活動の充実 51.2 薬物乱用等の防止・啓発 67.6 いじめ等の問題行動や不登校への対応 41.8 障害のある青少年への支援 46.4 虐待や性的犯罪の被害防止 35.6 就業体験の推進（子どもたちの職業意識を高める） 45.9 若者の就業支援・自立支援 34.6 ボランティア活動等、社会参加の促進 26.5 相談体制の充実 1.3 無回答 |
| 3 青少年を 支え育てる 環境づくり n = 960 | ⇒ 48.1 有害環境（インターネットの有害情報等）の浄化活動の推進 59.7 子どもの安全（防犯・交通）確保 62.4 子どもの成長を支える家庭づくり 63.3 子どもを育てる大人の意識改革 27.2 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進 1.5 無回答 |

このほかに、「青少年の健全育成」やここまでの質問(問 23～問 24)について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

【人権問題について】

千葉県では、「県民一人ひとりが人間として尊重され、いきいきと暮らせる地域社会の創造」を基本理念とした「千葉県人権施策基本指針」を平成16年2月に策定しました。

この基本方針に基づき、行政はもちろん、県民、企業、関係団体など社会の構成員全ての参画と協働により、すべての人の人権が尊重される社会を実現できるよう取り組んでいます。

問 25 あなたは、過去5年間に差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか。

n=1,501 (○は1つ)

2.5 たびたび感じる

9.1 たまに感じることもある

43.0 ほとんど感じることはない

42.4 まったく感じない

2.9 無回答

次ページ 問 26 へ



→ (問 25 で「1」「2」と答えた方に)

問 25-1 それはどのような場合ですか。

n=174 (○はいくつでも)

34.5 あらぬうわさ、悪口で名誉・信用を傷つけられた、侮辱された

4.6 暴力をふるわれた

17.8 本来義務ではないことを無理にやらされたり、やりたかったことを妨げられた

24.1 人権・信条・性別・社会的身分等を理由に差別された

6.3 地域において他の住民と違う扱いを受けた

58.0 相手の態度や発言で傷つけられた

18.4 役所・警察や医療機関、福祉施設等で不当な扱いを受けた

11.5 プライバシーを侵害された

9.2 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ、セクハラ)を受けた

8.0 その他(具体的に

)

2.9 無回答

(次ページ 問 25-2 へ)

(問 25-1 を答えた方に、引き続きお尋ねします。)

問 25-2 あなたは、そのような時、どのような対応をしましたか。

n=174 (〇はいくつでも)

- | | |
|------|------------------------------|
| 21.8 | 相手に抗議した |
| 35.1 | 家族や友人、上司などに相談した |
| 0.6 | マスコミに働きかけたりチラシを作るなどして、人々に訴えた |
| 3.4 | 行政機関や人権擁護委員に相談した |
| 5.2 | 警察に被害届を出したり、相談した |
| 1.1 | 弁護士に相談したり、法的手続きに訴えた |
| 2.3 | 民間団体に相談した |
| 55.7 | 仕方がないので、自分の胸のうちに収めてしまった |
| 8.0 | 無回答 |

問 26 千葉県ではこれまで、さまざまな人権問題について、その解決のための啓発に取り組んでいます。あなたは、今後、どの問題についていままで以上に啓発すべきと思いますか。

n=1,501 (〇はいくつでも)

- | | | | |
|------|---------------|------|---------------------------|
| 28.4 | 女性の人権 | 5.3 | 同性愛者の人権 |
| 28.3 | 子どもの人権 | 11.3 | ホームレスの人権 |
| 46.2 | 高齢者の人権 | 8.0 | 中国残留孤児の人権 |
| 46.2 | 障害のある人の人権 | 27.2 | 犯罪被害者とその家族の人権 |
| 9.2 | 被差別部落出身者の人権 | 4.1 | 被拘禁者（被疑者又は被告人・受刑者） の人権 |
| 11.1 | 外国人の人権 | 7.4 | 刑を終えて出所した人の人権 |
| 10.5 | ハンセン病元患者等の人権 | 13.6 | 様々な人権（インターネットの人権等） |
| 11.6 | H I V感染者等の人権 | 12.7 | 特にない |
| 9.9 | 性同一性障害のある人の人権 | 7.9 | 無回答 |

問 27 あなたは、人権が尊重される社会を実現するため、今後、千葉県においてどのような取り組みが必要だと思いますか。

n=1,501 (〇はいくつでも)

- | | | |
|------|---------------------------------|---|
| 28.4 | 行政が住民の人権意識を高めるための啓発活動を推進する | |
| 30.6 | 行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う | |
| 42.6 | 家庭の教育力を向上させる | |
| 53.9 | 学校等における人権教育を充実させる | |
| 8.7 | 公民館等で行う生涯学習において人権教育を充実させる | |
| 19.0 | 企業、事業所における人権尊重に向けた取り組みを支援する | |
| 10.0 | 住民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する | |
| 44.9 | 社会的に弱い立場にある人に対する支援・救済等を充実させる | |
| 21.3 | 人権侵害を受けた人に対する救済策を充実させる | |
| 22.3 | 公務員等の人権と関わりが深い職業に従事する人の人権意識を高める | |
| 1.7 | その他（具体的に |) |
| 7.1 | 無回答 | |

このほかに、「人権問題」やここまでの質問（問 25～問 27）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

【男女共同参画社会の形成の促進について】

千葉県では、男女が対等な立場で社会のあらゆる分野において、ともに参画していく社会づくりを目指しています。

問 28 あなたは、男女共同参画社会を実現するための様々な取り組みの中で、今後、行政はどのようなことにより力を入れるべきと考えますか。 n=1,501 (○はいくつでも)

- | |
|--|
| 26.9 法律や制度の面で見直しを行う |
| 27.8 国・地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する |
| 19.6 企業等の管理職に女性の登用が進むよう支援する |
| 13.6 女性・男性の生き方・悩みに関する相談窓口の設置をする |
| 18.3 従来女性が少なかった分野（研究者等）への女性の進出を支援する |
| 51.8 保育及び介護の施設やサービスを充実する |
| 12.0 男女の平等と相互の理解や協力について学習機会を充実する |
| 29.4 労働時間短縮や在宅勤務の普及など男女共に働き方の見直しを進める |
| 57.0 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する |
| 53.6 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する |
| 9.7 男女の平等と相互の理解や協力について広報・PRをする |
| 9.4 施策を実施するにあたって企業や民間団体（NPO等）との連携を推進する |
| 1.4 その他（具体的に) |
| 7.2 無回答 |

問 29 あなたは、「男女共同参画社会の形成」のためには、学校教育にどのようなことが必要だと思えますか。 n=1,501 (○はいくつでも)

- | |
|------------------------------------|
| 63.5 進路指導・生徒指導等で男女が能力・個性を生かせるようにする |
| 30.9 男女平等教育の研修を通じて教師の意識を変える |
| 29.6 男女平等についての授業を行う |
| 20.5 校長・教頭などに女性を積極的に登用する |
| 13.4 PTAなどを通じて男女平等教育の理解と協力を深める |
| 2.3 その他（具体的に) |
| 9.8 無回答 |

性犯罪や配偶者・恋人等から受ける暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）、職場等での性的な嫌がらせのセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、つきまとい等の行為をするストーカーなどの性に関する様々な問題が社会的な課題となっています。

問 30 あなたは、このような行為をなくすためには、どのようにしたら良いと思いますか。
n = 1, 501 (○はいくつでも)

- | | |
|------|------------------------------|
| 44.6 | 法律・制度の制定、見直しを行う |
| 55.6 | 犯罪の取締りを強化する |
| 21.8 | 捜査・裁判の担当者に女性を増やす |
| 50.0 | 被害者のための相談・保護施設を整備する |
| 15.8 | 被害者を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる |
| 42.9 | 過激なビデオ・ゲーム・雑誌などの販売、貸し出しを制限する |
| 38.6 | 過激なテレビ・漫画等の各種メディアの倫理規制をする |
| 35.4 | 学校における男女平等や性について教育を充実する |
| 20.1 | 家庭における男女平等や性についての教育を充実させる |
| 1.6 | その他（具体的に) |
| 4.9 | 無回答 |

このほかに、「男女共同参画社会の形成の促進」やここまでの質問(問 28～問 30)について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

【道路整備について】

暮らしを支え、産業を活性化する「道」は、地域の発展になくてはならないものです。千葉県では、身近な生活道路から長距離移動に快適な高速道路まで、さまざまな道づくりに取り組んでいるところです。

問 31 あなたは、普段の生活の中でどのような目的で「道路」を利用することが多いですか。一番と思われるものは何ですか。

n = 1, 501 (○は1つ)

- | | | | |
|------|---------|-----|-------------|
| 40.0 | 通勤 | 3.2 | 業務（営業・配達など） |
| 2.2 | 通学 | 1.9 | 業務（運送・運搬など） |
| 45.4 | 家事・買い物 | 1.1 | その他（具体的に) |
| 3.3 | 観光・レジャー | 2.8 | 無回答 |

※ 「道路」を利用する手段は、徒歩・自転車・バイク・自動車などすべてを含みますので、その中で一番と思われるものを選んでください。

問 32 あなたは、千葉県内の道路状況について、満足していますか。 n=1,501 (○は1つ)

| | | | |
|-------------|--------------|--------------|---------|
| 13.1 満足している | 52.4 満足していない | 25.9 どちらでもない | 8.7 無回答 |
|-------------|--------------|--------------|---------|

問 33 あなたは、今後、道路整備をしていく上で優先的に対策すべき課題は何だと思いますか。 n=1,501 (○はいくつでも)

| |
|---|
| 12.6 高速道路の整備 (大都市圏の環状道路の整備、拠点を結ぶ道路の整備) |
| 26.0 幹線道路の整備 (隣接市などの地域間を結ぶ道路の整備) |
| 55.5 生活道路の整備 (通勤、通院などの日常の暮らしを支える道路の整備) |
| 39.0 渋滞対策 (バイパスの整備・開かずの踏切対策・交差点の改良など) |
| 37.5 交通事故対策 (通学路の歩道設置など) |
| 29.9 バリアフリー対策 (歩道の段差の解消など) |
| 36.8 自転車利用の促進 (自転車道・駐輪場の整備など) |
| 22.3 バスなどの公共交通機関への支援 (バスレーンの整備など) |
| 11.7 既存道路の有効活用 (高速道路料金の引下げ、インターチェンジの増設など) |
| 23.9 大雨や地震などの災害への備え (避難路の整備・橋の補強など) |
| 17.0 維持管理の充実 (清掃など日常的な維持管理、老朽化した橋の予防対策など) |
| 26.6 わかりやすい案内標識などの整備 |
| 15.0 道路景観の改善 (電線類の地中化、植樹など) |
| 18.9 大気汚染や騒音などの環境対策 |
| 7.6 カーナビ情報の充実 (地図情報、渋滞情報の充実など) |
| 2.2 その他 (具体的に) |
| 5.0 無回答 |

本年8月1日から平成23年3月末まで、首都圏における交流・連携の強化や地域経済の活性化、また、渋滞緩和などによる環境等への負荷の軽減のため、全日、ETC車を対象に、東京湾アクアラインの料金を普通車は800円、大型車では、1,320円に大幅に引き下げる社会実験が行われています。

※ 社会実験とは、新たな施策の展開や円滑な事業執行のため、社会的に大きな影響を与える可能性のある施策の導入に先立ち、場所や期間を限定して施策を試行・評価するものです。

問 34 あなたは、今回の東京湾アクアラインの社会実験期間中(平成21年8月1日以後)に東京湾アクアラインを利用しましたか。または、利用したいと思いますか。 n=1,501 (○は1つ)

| | | | |
|---------------|---|-------------|---|
| 16.8 利用した | | | |
| 22.1 今後、利用したい | | | |
| 43.6 利用しない | → | 次ページ 問34-4へ | → |
| 13.5 どちらでもない | → | 次ページ 問35へ | → |
| 3.9 無回答 | | | |

(問34で「1」「2」と答えた方に)

問 34-1 あなたが、東京湾アクアラインを利用した(したい)主な目的は何ですか。 n=584 (○は1つ)

| | | |
|------------|------------|----------------|
| 58.7 観光 | 3.6 買い物 | 22.3 レジャー |
| 4.5 帰省 | 0.3 食事 | 0.5 通勤・通学 |
| 4.6 訪問・送迎等 | 2.9 仕事(業務) | 1.2 その他(具体的に) |
| | | 1.4 無回答 |

(問 34-1 を答えた方に、引き続きお尋ねします。)

問 34-2 あなたが、東京湾アクアラインを利用した(したい)主な目的地はどこですか。

n = 584 (○は1つ)

| | |
|-----------|-------------------|
| 17.8 東京都 | 30.7 海ほたるパーキングエリア |
| 33.0 神奈川県 | 7.0 その他(具体的に) |
| 0.3 埼玉県 | 11.1 無回答 |

→ (問 34-2 を答えた方に、引き続きお尋ねします。)

問 34-3 あなたが、東京湾アクアラインを利用した(したい)主な理由は何ですか。

n = 584 (○は1つ)

| |
|--------------------------|
| 29.1 社会実験で料金が割引きされたから |
| 33.2 時間または距離が短縮されるから |
| 6.5 高速バスで利用することができるから |
| 20.0 東京湾アクアラインを通行してみたいから |
| 1.5 その他(具体的に) |
| 9.6 無回答 |

※ 記入後、問 35 へ

(問 34 で「3」と答えた方に)

問 34-4 あなたが、東京湾アクアラインを利用しない理由は何ですか。

n = 655 (○は1つ)

| | |
|--------------------|----------------|
| 75.3 利用する用事がないから | 1.5 渋滞が懸念されるから |
| 6.1 遠回りだから | 0.6 不慣れな道だから |
| 2.0 料金が安いから | 7.2 その他(具体的に) |
| 4.4 車にETCを付けていないから | 2.9 無回答 |

※ 記入後、問 35 へ

問 35 あなたが、東京湾アクアラインの料金の引き下げにより期待する効果は何だと思いますか。

n = 1,501 (○はいくつでも)

| |
|--|
| 63.0 観光の振興(観光客数の増加、観光圏域の拡大など) |
| 21.9 企業活動の活発化(企業立地数の増加、就業者数の増加など) |
| 42.8 物流の効率化(物流コストの減少、輸送時間の短縮、定時性の確保など) |
| 27.7 京葉臨海部(湾岸部)の渋滞緩和(渋滞回数の減少、走行速度の向上、環境改善など) |
| 26.4 神奈川など対岸との交流の拡大(商業圏域・通勤通学圏域の拡大など) |
| 0.9 その他(具体的に) |
| 8.8 期待する効果はない |
| 11.2 無回答 |

このほかに、「道路整備」やここまでの質問(問 31~問 35)について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

以上で質問は終わりですが、調査結果を統計的に分析するために必要なことがらをお聞かせください。

F 1 あなたの性別は。 n=1,501 (○は1つ)

| | | |
|---------|---------|---------|
| 45.4 男性 | 51.8 女性 | 2.9 無回答 |
|---------|---------|---------|

F 2 あなたは満何歳ですか。 n=1,501 (○は1つ)

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 8.9 20～29 歳 | 15.3 40～49 歳 | 12.8 60～64 歳 |
| 15.1 30～39 歳 | 15.9 50～59 歳 | 29.2 65 歳以上 |
| | | 2.8 無回答 |

F 3 あなたのご職業は何ですか。 n=1,501 (○は1つ)

| 自営業主 | 家族従業者 | 勤め人 | 無職 |
|-------------|-------------|---------------|----------|
| 1.3 農林漁業 | 0.5 農林漁業 | 8.1 管理職 | 28.6 主婦 |
| 2.9 商工サービス業 | 0.9 商工サービス業 | 19.8 専門技術・事務職 | 2.0 学生 |
| 4.9 自由業 | | 12.4 労務職 | 14.1 その他 |
| | | | 4.6 無回答 |

F 4 あなたは、主としてあなたのご家庭の生活を支えている方（世帯主）なのか、それとも、家計のきりもりをしている方（家事担当者）なのか。

n=1,501 (○は1つ)

| |
|---------------------------|
| 49.8 家庭の生活を主として支えている（世帯主） |
| 37.5 家計のきりもりをしている（家事担当者） |
| 7.7 その他（具体的に） |
| 5.1 無回答 |

→ (F 4で「2」か「3」とお答えの方に)

F 4-1 あなたのご家庭の生活を主として支えている方のご職業は何ですか。

n=1,501 (○は1つ)

| 自営業主 | 家族従業者 | 勤め人 | 無職 |
|-------------|-------------|---------------|---------|
| 0.4 農林漁業 | 1.2 農林漁業 | 15.0 管理職 | 28.2 無職 |
| 4.9 商工サービス業 | 0.6 商工サービス業 | 24.9 専門技術・事務職 | 4.1 無回答 |
| 7.8 自由業 | | 12.8 労務職 | |

F 5 あなたは、結婚していらっしゃいますか。

n=1,501 (○は1つ)

| | | | |
|---------|----------------|------------------|---------|
| 17.3 未婚 | 67.6 既婚 (配偶者有) | 10.8 既婚 (配偶者離死別) | 4.4 無回答 |
|---------|----------------|------------------|---------|

→ (F 5で「2」か「3」とお答えの方に)

F 5-1 あなたには、お子さんが何人いらっしゃいますか。同居、別居は問いません。

n=1,176(○は1つ)

| | | |
|---------|---------|-------------|
| 18.7 1人 | 15.3 3人 | 0.3 5人以上 |
| 54.5 2人 | 1.7 4人 | 8.5 子どもはいない |
| | | 0.9 無回答 |

→ (F 5-1で「1」～「5」のいずれかをお答えの方に)

F 5-2 それでは、一緒にお住まいのあなたのお子さんで次の中にあげるような方はいらっしゃいますか。

n=1,065 (○はいくつでも)

| | |
|-----------------------------|--------------------|
| 6.4 0～2歳の子ども | 8.5 大学・大学院在学中の子ども |
| 7.8 3歳以上の未就学の子ども | 27.9 学校を終えた未婚の子ども |
| 17.9 小学校・中学校在学中の子ども | 17.8 結婚した子ども |
| 8.3 高校在学中の子ども | 20.8 同居している子どもはいない |
| 1.6 短大・高専・各種学校・専修学校に在学中の子ども | 5.4 無回答 |

F 6 あなたと一緒に暮らしのご家族の構成は次の中のどれに該当しますか。

n=1,501 (○は1つ)

| | | |
|-----------|--------------------|---------|
| 10.2 単身 | 47.0 二世帯世帯 (親と子) | 2.0 その他 |
| 24.5 夫婦のみ | 10.1 三世帯世帯 (親と子と孫) | 6.3 無回答 |

F 7 お宅には65歳以上の方がいらっしゃいますか。あなたご自身も含めてお答えください。

n=1,501 (○は1つ)

| | | |
|---------|----------|---------|
| 47.0 いる | 49.4 いない | 3.5 無回答 |
|---------|----------|---------|

F 8 あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。

n=1,501 (○は1つ)

| | |
|-------------------|-------------------|
| 66.2 持家 (一戸建) | 3.3 公社・公団・区市町村営住宅 |
| 14.3 分譲マンション・アパート | 1.5 社宅などの給与住宅 |
| 2.0 民間の借家 (一戸建) | 0.3 住み込み・寮・寄宿舍 |
| 9.1 賃貸のアパート・マンション | 0.2 その他 (具体的に) |
| | 3.1 無回答 |

F 9 あなたは、千葉県に通算して何年くらいお住まいですか。

n = 1,501 (○は1つ)

| | | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|------|-----------|
| 1.2 | 1年未満 | 4.7 | 5年～10年未満 | 18.1 | 20年～30年未満 |
| 2.5 | 1年～3年未満 | 5.8 | 10年～15年未満 | 60.0 | 30年以上 |
| 1.5 | 3年～5年未満 | 4.7 | 15年～20年未満 | 0.1 | わからない |
| | | | | 1.5 | 無回答 |

F 10 あなたは、次のどの市町村にお住まいですか。

n = 1,501 (○は1つ)

| | | | | | |
|------|------|-----|------|-----|----------|
| 14.5 | 千葉市 | 0.5 | 勝浦市 | 0.9 | 富里市 |
| 1.8 | 銚子市 | 5.0 | 市原市 | 1.1 | 南房総市 |
| 7.9 | 市川市 | 2.4 | 流山市 | 0.5 | 匝瑳市 |
| 7.5 | 船橋市 | 2.9 | 八千代市 | 1.3 | 香取市 |
| 1.1 | 館山市 | 2.3 | 我孫子市 | 0.7 | 山武市 |
| 1.9 | 木更津市 | 0.5 | 鴨川市 | 0.5 | いすみ市 |
| 8.1 | 松戸市 | 1.6 | 鎌ヶ谷市 | 0.7 | 印旛郡酒々井町 |
| 2.4 | 野田市 | 2.1 | 君津市 | 0.7 | 印旛郡本埜村 |
| 1.5 | 茂原市 | 1.1 | 富津市 | 0.6 | 香取郡多古町 |
| 2.1 | 成田市 | 2.5 | 浦安市 | 1.0 | 山武郡大網白里町 |
| 2.9 | 佐倉市 | 1.7 | 四街道市 | 0.7 | 山武郡横芝光町 |
| 0.7 | 東金市 | 0.7 | 袖ヶ浦市 | 0.5 | 長生郡一宮町 |
| 0.8 | 旭市 | 1.5 | 八街市 | 0.5 | 長生郡白子町 |
| 2.9 | 習志野市 | 1.2 | 印西市 | 0.9 | 夷隅郡大多喜町 |
| 6.3 | 柏市 | 0.4 | 白井市 | 0.7 | 無回答 |

以上で質問はすべて終わりです。

このほかにも、県へのご意見があればご自由にお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

また、この「世論調査」について、ご意見やご提案があればお書きください。

| |
|--|
| |
| |
| |

お忙しいところをご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただいた調査用紙は、同封の返信用封筒に入れて、

12月25日（金）までにポストにご投函ください。なお、切手は不要です。